

WOMAN

NIKKEI

働く女性の情報誌

1994 1 480 yen

日経WOMAN 1月号 1994年1月1日発行(毎月1回) 1日発行(通巻77号)昭和63年7月7日第三種郵便物認可

'94年版女性起業家ランキング
旗揚げまでの30人の日記

一番好きなことから
潜在能力を発見する

今、銀行をオトクに使う
心得4カ条

香港で有利な仕事を
探すコツ

編集長インタビュー
「有利な仕事」より「好きな仕事」を選べ

作家・堺屋太一

日経ホーム出版社

'94年は

「熱ケチ」
「宣言で
キマリ」

●「清貧」では食べられない。
といって「ドケチ」では生活が楽しくない。
不透明な'94年を明るくするために
前向きなケチ、「熱ケチイズム」の大研究。

どっちが
得
↓

不動産友の会全比較

権利

勘違い 控除の末路



確定申告5つの控除

サラリーマンだって
確定申告できる

ごく普通のサラリーマンの場合、所得税は毎月給料から天引きされ、生命保険料などの控除分は年末調整で会社が精算してくれるので、わざわざ確定申告をする必要がない。しかし、サラリーマンが確定申告できないわけではない。1月1日から12月31日までの1年間で表3のような支出があった場合には、確定申告をすれば、それぞれの項目で控除され、税金が戻ってくる。

表3・サラリーマンが確定申告できる主なケース

控除項目	控除対象のポイント
住宅取得特別控除	①年間所得合計が2000万円以下の人 ②新築なら住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下（93年10月1日以降の増改築分は240㎡の上限撤廃） ③中古なら築20年以内の耐火マンションと築15年以内の木造
医療費控除	①医師や歯科医師による診療・治療費 ②法律で医療行為が認められているマッサージ師、鍼灸師などの施術費 ③助産婦による出産の介助料 ④治療や療養のための医薬品の購入費用 ⑤通院費や入院費 ⑥日常最低限の用をたすための松葉づえ、義歯などの購入費用
雑損控除	①災害、盗難、横領には適用されるが、詐欺、強迫による損失などは適用外 ②日常生活用の住宅や家財は対象で、1個30万円を超える貴金属などは対象外
寄付金控除	①特定寄付金（租税特別措置法に基づく政治献金、卒業後の母校への寄付）は対象 ②入学寄付金や歳末助け合い運動の寄付金は対象外
年末調整で受けなかった控除	①社会保険料、生命保険料、損害保険料の控除 ②扶養控除、配偶者控除

住宅取得特別控除は税額からそのまま差し引く。その他は所得から控除した後に税率を掛けたものと納付分との差額が還付される



'93年1月1日から12月31日までに得た所得税の確定申告は
'94年2月16日から3月15日までの間に行われる

'93年は住宅金融公庫や銀行ローンの金利が低くなり、働く独身女性が住宅を購入するケースが増えたので、住宅取得特別控除が適用される人も多しはずだ。住宅の購入時期、築年数、耐火建物かどうか、床面積、何

階か、取得者の所得などによって、控除額や控除期間は違ってくる。例えば、年収500万円の人が、3000万円の新築マンション（耐火・床面積50平方メートル以上・4階以上）を'93年4月1日以降に買った場合はどうか。頭金500万円、2500万円を10年以上のローンで購入したとして計算すると、最初の2年間は1年に25万5000円、その後の4年間は1年に20万5000円の住宅取得特別控除が受けられる。住宅の場合、税額からそのままだけ控除額が差し引かれるので、6年間て130万円が還付される。

歯の治療と出産はチェックシートをとっておこう

確定申告の機会がもっとありそうな項目が医療費控除。基本的に病気の診療や治療が対象になっており、美容や病気の予防を目的にしたものは認められない。自分で払った分が10万円以上の場合か、10万円より低くても所得の5%を占める場合は確定申告できる。領収書がないと申告できない。

W・Wなら、歯科医で何本かの差し歯をしたり、出産したりすると確定申告の対象になるだろう。年収500万円の人が出産すると（出産費用60万円・健保組合の給付金20万円とすると、30万円の医療費控除となり、年収500万円の人なら税金が3万程度還付されることになる。



久保千佳さん
(28歳)派遣社員
千葉県船橋市

歯の矯正などの10万円に 対し、9万円の税金還付

医療費控除は治療目的なら認められるが、美容、予防的だと認められない。歯の矯正については考え方がいろいろあるが、治療としての矯正を行っている歯科医に通い、治療費控除を受けた人もいいる。

久保さんは「30歳までに歯並びを直そう」と、'91年の9月から、東京都渋谷区の協立歯科（写真・左）に通い始めた。ここでは検査の後、歯周病治療をしてから矯正に入る。ブラッシング指導を2回、歯の表面や歯の根元の歯石を落とす治療を6回やった。矯正には、2年半かかることと診断された。費用として100万円を前納。さらに、月に1回のブリッジの締め直しに7000円かかる。

結局、'91年12月末までに110万円を払った。この年の収入が約290万円。確定申告をしたところ、9万2400円が還付された。翌年は収入が約300万円。医療費に12万円かかり、63000円が戻ってきた。

「9万円の還付は大きかった。思い切って治療してよかった」と話している。



熟ケチ達人に聞く②